

1 現在の避難場所及び避難所の指定状況

	区分		か所数	内容
(1)	避難場所	広域避難場所	8	一時的に多くの市民が避難でき、延焼の危険性が少ない7の大規模な公園と中部大学のグラウンドを広域避難場所として指定しています。
		緊急避難場所	72	地域の公園を公園の規模及び人口の集中度に応じ緊急避難場所として指定しています。
(2)	避難所	指定避難所	39	災害時の避難所として市内38の小学校と中部大学を指定しています。
		福祉避難所	15	要配慮者の避難所として市内15の施設を指定しています。

※ 平成 25 年に災害対策基本法が改正され、現在の避難場所及び避難所について、法の規定に基づく指定を行う必要がある。

2 平成 25 年災害対策基本法改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）

新設規定 指定緊急避難場所の指定（49 条の 4 ～ 6）、指定避難所の指定（49 条の 7 ～ 9）

項目		指定緊急避難場所 (広域避難場所、緊急避難場所)	指定避難所 (指定避難所、福祉避難所)
(1)	法規定	市町村長は、・・・必要があると認めるときは、 <u>洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。</u>	市町村長は、・・・ <u>政令で定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定しなければならない。</u>
(2)	政令規定 (指定基準)	●災害時に開放されること ●異常な現象発生時に、人の生命、身体に危険が及ばない、 ・安全な構造を有すること ・想定洪水の水位以上の高さに受入部分があること ・地震に対して安全な構造であること	●避難者を滞在させるために必要かつ適切な規模であること ●速やかに被災者を受け入れ、生活関連物資を被災者に配付できる構造、設備があること ●想定災害による影響が比較的少ない場所であること ●車両等による輸送が比較的容易な場所であること ●要配慮者を滞在させる場所では、円滑な利用の確保、相談・助言・支援体制が確保されていること
(3)	異常な現象 ごとの指定	必要（次の異常な現象ごと）※政令 ・洪水 ・崖崩れ、土石流及び地滑り ・高潮 ・地震 ・津波 ・大規模な火事 ・その他内閣府令（内水被害、火山現象）	不要
(4)	本市における 勘案すべき 立地条件	・水防法上の浸水想定区域 ・土砂災害（特別）警戒区域 ・土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 ・内水被害（平成 12 年東海豪雨浸水実績）	想定災害による影響が比較的少ない場所

